

鈴鹿市立〇〇小学校 PTA 会則（例）

（名称及び所在地）

第1条 本会は、鈴鹿市立〇〇小学校 PTA と称し、事務局を鈴鹿市立〇〇小学校（以下「〇〇小学校」という。）に置く。

（目的）

第2条 本会は、保護者と教職員が一体となり、学校、家庭及び地域社会における児童の健全な成長に資することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 会員相互の教養の向上や親睦を図るために必要な活動。
- （2） 児童の福祉推進のために必要な活動。
- （3） 児童の生活環境の整備に関する活動。
- （4） 地域における教育の改善充実を図る活動。
- （5） その他必要な活動。

（会員）

第4条 本会の会員は、〇〇小学校に在籍する児童の保護者及び本校に勤務する教職員をもって組織する。

（役員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| （1） 会長 | 1 名 |
| （2） 副会長 | 2 名 |
| （3） 書記 | 3 名 |
| （4） 会計 | 2 名 |
| （5） 専門部長 | 3 名 |

（役員の任期）

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の選出）

第7条 役員の選出は、総会において承認を得るものとする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があり、職務を遂行できない場合はその任務を代行する。この場合において、代行者は副会長の中から互選によって選出する。
- (3) 書記は、本会の活動状況を記録・保存し、文書事務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計事務及び備品管理を行う。
- (5) 専門部長は各専門部を統括し、専門部活動が円滑に行われるように取りまとめる。
- (6) 会長、副会長、書記、会計の役員で事務局を構成する。

(専門部)

第9条 本会に、次の専門部を置き、各専門部に部長、副部長を1名置く。

- (1) 安全部
- (2) 社会活動部
- (3) 広報部

(専門部の活動)

第10条 専門部の活動は、次のとおりとする。ただし、その年度の活動内容によっては、役員会にて承認のもと、協力要請をできることとする。

- (1) 安全部は、児童の安全確保のための施策を企画推進する。
- (2) 社会活動部は、環境整備に寄与するための施策を企画推進する。
- (3) 広報部は、PTA活動、教育活動を報告することにより、より多くの会員に諸活動に対する関心や理解と協力を深めてもらうための施策を企画推進する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問を置く。

- 2 顧問は、学校長、前年度会長、前年度副会長が当たる。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、全ての会議に出席し、意見を述べるができる。

(鈴鹿市 PTA 連合会天栄ブロック派遣役員)

第12条 鈴鹿市 PTA 連合会（以下「市 P 連」という。）天栄ブロック派遣役員は、要請があった年のみ選出し、市 P 連専任とする。

2 市 P 連天栄ブロック派遣役員は会長の諮問に応じ、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

(市 P 連天栄ブロック派遣役員の選出)

第13条 市 P 連天栄ブロック派遣役員の選出は、総会において承認を得るものとする。

(天栄中学校区内派遣役員)

第14条 天栄中学校区内町民会議等、関係団体より書面にて派遣要請があれば副会長 1 名を派遣する。

(地区委員)

第15条 本会に、地区委員を置く。

(地区委員の任期)

第16条 地区委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(地区委員の選出)

第17条 地区委員の選出は、総会において承認を得るものとする。

(地区委員の任務)

第18条 地区委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地区委員は、各地区の総意を代表し、地域 PTA 活動を取りまとめる。
- (2) 地区委員は、安全部、社会活動部及び広報部に分属し、その運営を行う。

(総会)

第19条 総会は、本会の全会員をもって構成される最高議決機関であり、会長が招集する。

2 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。なお、可否同数の場合は会長が決定する。

(定期総会)

第20条 定期総会は、毎年度 1 回開催し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 本会の事業及び会計に関すること。
- (2) 役員の選出に関すること。
- (3) その他本会の運営に関し必要となる重要事項。

(臨時総会)

第21条 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(役員会)

第22条 役員会は、本会の役員で構成され、会長が必要と認めたときに招集する。

(四役会)

第23条 四役会は、本会の会長、副会長、書記、会計をもって構成され、会長が必要と認めたときに招集する。

(専門部会)

第24条 専門部会は、本会の専門部の部員をもって構成され、部長が必要と認めたときに招集する。

(地区集会及び地区懇談会)

第25条 地区集会及び地区懇談会は、地区の会員と地区委員で構成され、地区委員が必要と認めたときに招集する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(本会の経費)

第27条 本会の経費は、会費、事業収益、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

(会費)

第28条 本会の会費は、1会員月額250円とする。

(会計監査委員)

第29条 本会に、会計監査委員2名を置く。

2 会計監査委員は、原則として前年度会計が当たり、総会において承認される。

(会計監査委員の任期)

第30条 会計監査委員の任期は1年とする。

(会計監査委員の任務)

第31条 会計監査委員は、必要に応じて会計を監査し、総会に報告する。

(役員の監査)

第32条 本会は、学期毎に役員による内部監査を行う。

(会則の改正)

第33条 本会則の改正は、役員会において協議し、総会に提出し、その承認を得るものとする。

(その他)

第34条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本会則は、令和8年4月1日から施行する。

◆検討事項の例

- ・ 役員の設定、人数及び任期
- ・ 専門部の種類及び活動内容
- ・ 顧問の設定及び人数
- ・ 鈴鹿市 PTA 連合会天栄ブロック派遣役員の取扱い
- ・ 地区委員の任期
- ・ PTA 会費の金額
- ・ 会計監査委員の設定、人数及び任期

※当該資料は、新 PTA の会則を例示するために、事務局が作成したものです。